

後期高齢者医療制度のお知らせ

～資格確認書または資格情報のお知らせの交付について～

○資格確認書の有効期限が切れます

現在、交付している資格確認書の有効期限が令和8年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

○新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します

昨年までは、7月中に役場または問寒別出張所に来庁していただき交付していましたが、今年度は7月中に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をご自宅などに郵送いたします。

○資格確認書（はがき型）が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方でマイナ保険証をお持ちでない方

○資格情報のお知らせ（A4サイズ）が届く方

- ・84歳以下の方でマイナ保険証をお持ちの方

○令和8年8月以降の医療機関への受診について

○資格確認書が届いた方

資格確認書を医療機関などの窓口で提示してください。

○資格情報のお知らせが届いた方

マイナ保険証を医療機関などの窓口で提示してください。

※資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関などの受診はできません。なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関などを受診することができます。

○資格確認書の限度区分について

過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、限度区分などが資格確認書に併記されています。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得（注1）が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（注1）が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（注1）が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得（注1）28万円以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得金額（注2）」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円（注3） ・老齢福祉年金を受給している方

(注1) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

(注2) 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

(注3) 公的年金控除は80万6,700円を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話:011-290-5601
 住民生活課 生活環境係 電話:5-1112 告知端末機:5-8812